

平成 28 年度 第 12 回教育問題審議会 会議録

日時：平成 29 年 3 月 29 日(水)

午後 3 時～午後 3 時 50 分

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○会長

本日はご多用の中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第 12 回教育問題審議会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況について、事務局よりお願いしたいと思います。

教育部次長。

○次長兼指導課長

本日は事前に Z 委員、Y 委員から欠席の通知がありましたので、ご報告いたします。

以上です。

○会長

ただいま報告がありましたように、本日は既に出席委員が過半数を超えておりますので、この審議会は適法に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、資料の確認について、事務局からお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

資料の確認をさせていただきます。万一漏れがありましたら、ご指摘のほどよろしくお願いいたします。

事前資料といたしまして、資料 1、教育問題審議会答申案、資料 2、教育問題審議会答申案、泉南市教育振興基本計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校のあり方についてパブリックコメントの主な意見とそれに対する教育問題審議会の考え方、主な意見をまとめたものでございます。資料 3、教育問題審議会答申案、泉南市教育振興基本計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校のあり方について、パブリックコメントの意見とそれに対する教育問題審議会の考え方、こちらのほうは全ての意見とその回答のほうが載っているものでございます。資料 4、教育問題審議会開催日程になっております。資料 5、第 10 回教育問題審議会の会議録。資料 6 としまして、第 11 回教育問題審議会の会議録になっております。確認をお願いいたします。

○会長

当審議会は原則公開となっております。本日の傍聴の申し込みにつきましてはどのようなになっていますでしょうか。

教育部次長。

○次長兼指導課長

お一人の方から傍聴の申し出がありましたので、報告させていただきます。

○会長

傍聴の申し込みがあるようですが、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

それでは異議なしということでございますので、傍聴申込者に入場してもらってください。

(傍聴者入場)

○会長

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、パブリックコメントについてでございます。まず、前回の会議でも配付させていただきました資料1をご覧ください。6ページ最後の段落から、デメリット、メリットに関する記載について、メリットについてはいいんですが、デメリットについて教職員のことだけが書かれているとの指摘がありましたので、次のとおり修正させていただきました。7ページの上の段落を読ませていただきます。「デメリットについては、審議の経過で明らかにした、「児童生徒に与える影響に関する課題」への対応や家庭、地域との連携、「小・中学校間のコーディネート機能の充実」「小・中学校の教職員人事の一体的な運用」の視点からの加配教員の活用や外部講師の派遣等を通じた教職員の負担軽減等を図る必要がある」という形にさせていただきました。

これをもって、2月15日から3月16日まで、答申案についてのパブリックコメントを受け付けました。その結果、8通のコメントをいただきました。

資料3をご覧ください。ナンバー1から順に8通、貴重なパブリックコメントをいただきました。パブリックコメントの回答につきましては、本来ならばそのための審議会を別途開催して審議・回答するのがベストではありますが、前回の審議会承認いただきましたとおり審議会として今回で答申を出すため、審議会のスケジュール等を考慮して、私のほうで一括して回答を作成し、既に市のウェブサイト回答を含め掲載をさせていただきましたので、ご了承いただきたいと思います。なお、パブリックコメントにつきましては、そのほとんどが、締め切り直前の頃の提出でございましたので、共有が遅くなりましたことをお詫びいたします。全てここで紹介するのが本来でございますが、本日は一括して皆さんに説明するために、いただいたご意見をまとめたものを資料2として準備いたしました。そちらを使って、説明をさせていただきたいと思います。

では、資料2の1ページのご意見をご覧ください。「今回の審議会に関して、小学校、中学校の現場教育に携わっている教員代表が委員に選出されていない。また、教職員組合の代表も委員に選出されておらず、現場の意見が反映された答申と言いがたい。」というご意見について、次のとおり回答しております。

「『泉南市教育振興基本計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校の在り方について』の諮問を受けた本審議会では、中学校区ごとに学校代表として4名の学校長が審議委員に選出され、学校現場の視点から積極的な意見をあ

げていただき、答申案に反映しています。また幼稚園代表の園長にも審議委員になっていただき就学前教育機関現場からの意見をいただいています。」と回答しております。

2つ目の意見、「今回の答申案は統廃合が目的ではないのか。公共施設の最適化を基本に、耐用年数、建て替えなど財政面からのアプローチが先にあって、教育的観点の後付けになっているように思われる。小中一貫教育の名のものの小中学校統廃合計画は、行財政計画に沿ったものであり、子どもたちの教育を良くするものではない。子ども達の成長に欠かせない教育施設を財政の在り方から縮減しようというのがこの計画のねらいではないか。泉南市の人口減少を既定の事実として、人口増の政策的努力を行わず、手っ取り早く安易な手段としての小中学校の統廃合建設は断じて認めることはできない。」というご意見に対して、「平成28年8月3日、本審議会は、泉南市教育委員会より、泉南市教育振興基本計画における計画の推進方策として示された『計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校の在り方検討』について諮問されました。泉南市教育振興基本計画の理念とは、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校のつながり、学校、家庭、地域のつながりを力にして、不利な環境においても学校、家庭、地域の教育力の向上を図ることで社会経済的背景による格差を改善し、すべての子どもの進路を保障するという考え方です。答申案がめざす小中一貫校とは、その方針の一つとして出てきたものです。また、審議会への諮問の検討事項には『原則として現在の各中学校区につき、中学校1校、小学校1校を基本とする』の文言がありましたが、それも含めて、『施設一体型』『1対1の施設分離型』『1対多の施設分離型』等、めざす小中一貫校の具体的な形をはじめとするその在り方については、学校数や校区の在り様も含めて、市において再考いただくこととしています。」と回答しております。

3つ目のご意見ですが、「建て替えを余儀なくされている築60年を超える老朽校舎を建て替えずいつまで放置しておくのか。建て替えは待ったなしの状況にきている。今すぐ建て替えの準備に入るべきではないか。」ということですが、これに対して、「今後の本市の小中学校の在り方については、答申を受けた教育委員会が今後の進め方を示し、検討していく中で、市において計画が立てられていくものと考えており、老朽化対策についても、その中に位置づくものであると考えています。その過程の中で、丁寧に時間をかけて地域住民や保護者等の意見を聴くよう求めています。答申案ではその際、将来にわたる泉南市の財政的状況や児童生徒数の推移等、必要な情報をすべて明らかにした上で意見を聴くことを求めています。」と回答しております。

続きまして、2ページのご意見ですが、「小中一貫教育というが、これまで行われてきた小中連携と何がちがうのか。」、これに対して、「『小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引』（文部科学省平成28年12月26日）では、『小中一貫教育』とは『小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育』とし、『小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うこと

を通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育』とされた『小中連携教育』とは明確に区別されています。本答申案の『小中一貫教育』の定義はこれを踏まえています。『小・中学校学習指導要領総則解説』では『教育課程』について『教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であると言えることができる。学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。』と記載されています。小中一貫教育においては、小中学校 9 年間を通した教育目標、めざす子ども像、及び 9 年間の指導内容の組織及び授業時数の配当等を含めた中学校区全小中学校共通の教育計画を共に定め、中学校区の全教職員が共通理解することが必要になると考えます。小中連携教育と小中一貫教育の定義の違いを踏まえ、今後の小中一貫校の在り方を具体化する計画の中では、関係校を一体的にマネジメントする組織や小学校と中学校の全教職員が学校間を行き来し指導できるシステムの構築など小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すためのふさわしい運営の仕組みを整える必要があると考えます。また小中一貫教育の軸となる新教科等の創設や学校段階間の指導内容の入れ替え、小中一貫教育に必要な教育課程の特例を実施するなど、小中連携教育との違いを保護者、地域住民等にも明らかにしていく必要があると考えます。」と回答いたしております。

3 ページ目の最初のご意見ですが、「小中一貫校というのは、主に施設一体型の形態をさしており、1 対 1 の施設分離型、1 対多の施設分離型まで小中一貫校といえるのか。」というご意見ですが、それに対して、「平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正学校教育法並びに関係政省令、告示により制度化された『義務教育学校』『中学校併設型小学校・小学校併設型中学校（小中一貫型小・中学校）』はいずれも、『学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について（通知）』により、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置が可能とされています。」と回答いたしております。

次に、3 ページの 2 つ目のご意見のまとまりについて、「人間関係が固定されたままになるデメリットも大きい。子どもたちが遠隔地から一貫校に通わねばならないことになり地域の学校ではなくなってくる。いま、登下校時の子どもの安全が社会問題になっているが、小中一貫校にむけた通学距離の長短をどのように検討されたのか。通学距離との関係でバス通学が必至になると思うが、子ども達が通学途上に自然環境や地域社会から学ぶ機会が少なくなることの懸念は。運動場や体育館（クラブ活動や放課後の自由時間でのスポーツや遊び）、視聴覚教育スペースで、中、小学生が競合し合う教育上の影響は。」というご意見に対して、「これらの課題は、施設一体型や中学校 1 校、小学校 1 校の 1 対 1 の施設分離型においてふまえるべき課題であると考えます。審議会への諮

問の検討事項には『原則として現在の各中学校区につき、中学校1校、小学校1校を基本とする』の文言がありましたが、それも含めて、『施設一体型』『1対1の施設分離型』『1対多の施設分離型』等、めざす小中一貫校の具体的な形をはじめとするその在り方については、学校数や校区の在り様も含めて、市において再考していただくこととしています。今後は、まずは地域住民、保護者等の皆さまへは時間をかけて丁寧に答申の説明と共に、今後、どのような教育が必要か、そのためにどのようなカリキュラムが必要か、そしてどのような教育コミュニティが適当かを考えていただいた上で、その後、それを実現するための施設の在り方について、意見を踏まえて計画していくことが必要であると考えます。このため、『施設一体型』『1対1の施設分離型』『1対多の施設分離型』それぞれの形のメリット・デメリット、教育コミュニティや学校規模についての考え方、また将来にわたる泉南市の財政的状況や児童生徒数の推移等、必要な情報をすべて明らかにした上で意見を聴くよう求めることとしています。」と回答いたしました。

3つ目のご意見として、「今後、小中学校を統廃合して小中一貫校にすれば14人いた校長先生は4人になる。教職員の人数減らしもできる。教育費削減をしていくための小中一貫校計画としか思えない実態が想像できる。」、これに対して、「答申案では、『施設一体型』『1対1の施設分離型』『1対多の施設分離型』等、めざす小中一貫校の具体的な形をはじめとするその在り方について、学校数や校区の在り様も含めて、市において再考していただくこととしています。なお、小中一貫校には小中それぞれに学校が存在する場合と、義務教育学校として1つの学校が存在する場合の2種類あります。小中それぞれの学校が存在する場合と比べ、義務教育学校にあっては校長は1人になりますが、総括担当の教頭が1人追加で措置されるほか、教職員定数は小中の定数の合計と同様です。」と回答いたしました。

続いて、4ページ目の最初のご意見ですが、「少人数学級にしてきめ細かい教育を展開する方がいいのではないか。」、これに対して、「計画を立てる際には、小中一貫校を実現する教育環境としての適正な学校規模、学級規模を明らかにすることが必要であると考えます。このため、文部科学省、大阪府が示す基準を参考にしつつも、泉南市の子どもの実態、地域の実態をふまえて判断するよう求めることとしています。」と回答いたしました。

2つ目のご意見ですが、「『耐用年数との関係』では『学校の建物の耐用年数との関係を考慮して』ともあるが、議論の段階では『教育内容については市内一斉スタート』としている。一斉スタートなら小中一貫校の姿を一斉に示さねばならないが、40年を目途になると、順次していくことなのか。いったいどう計画するのが不明である。」、これに対して、「答申案では、ソフト面としての小中一貫教育の導入について、答申後、その内容と効果を含めた説明と今後の在り方を保護者、地域の方々と時間をかけて共に考えていただいた後、学校数や校区の在り様も含めて、めざす小中一貫校の具体的な形をはじめとするその在り方についての具体的な計画ができしだい、施設の整備にさきがけて

市内一斉にスタートするというイメージで記載しています。」と回答いたしました。

3 目のご意見ですが、「『段差』も必要ではないのか。『小学校時代に、中学校に対して不安と期待の両面感情を持つ子どもが、中学校入学後に積極的・意識的に活動するようになる』と明らかにしている研究成果もあり、中学校入学前の不安は、マイナス的なものではなく、中学校という環境での行動を動機づける働きを担う、『不安』は子どもの成長・発達を促す役割を担う、という考え方もある。」、これに対して、「もとより、小学校段階での指導と中学校段階での指導に、発達の段階に応じた独自性があることは当然であり、将来の進学や就職、転職などの大きな環境の変化を念頭に置いた場合、適度の段差が小・中学校段階間に存在することの意義や教育効果は大きいと考えます。また、中学校に進むことで、新たな環境が成長の自覚につながる側面があることもふまえています。しかしながら、子どもたちの中には中学校に進んだとき、生徒指導や授業の在り方の違いに戸惑い、不安に陥る事例があります。『泉南市の教育を語る会』においても保護者の方から『今、小学校と中学校のつながりが見えず、自分の子どもが中学に入った時が心配。生徒数も急に増えるなかで、先生はどこまで同じように指導してくれるのか不安がある』等の声がありました。今回、泉南市教育振興基本計画の理念から、家庭の社会経済的背景を越えて、すべての子どもに未来を拓く力をつけるという『誰のための、何のための小中一貫校か』という視点を求めています。小中の『段差』が誰に影響を与えるのかという視点を忘れることなく、小学校と中学校の教職員がこれまでの小中連携の成果と課題を踏まえて、共に実効性のある教育を創造していくことが小中一貫教育のめざすところです。小中一貫教育は『段差』そのものを解消することが目的ではなく、小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差の大きさに配慮し、その間の接続をより円滑なものとするために、『意図的な移行期間』を設ける教育課程を編成し、学習指導・生徒指導上の工夫を行うものです。」と回答いたしました。

5 ページ目の最初のご意見でございますが、「小中一貫教育の必要性として中 1 ギャップがあげられているが、2014 年の文科省の進路指導研究センターの調査によれば小学校 4～6 年生の 3 年間とも 15 日未満の欠席を除くと中学 1 年生の不登校生徒の 75～80%は小学校高学年で休みがちな児童であった。いじめの経験率は小学校時代の方が中学時代より高いことが明らかになっている。不登校の増加は小学校時代にすでに始まっていると指摘している。そして研究センターは安易に中 1 ギャップを使うべきではない、中 1 になったら何か起こるようなイメージを与え、学校制度に問題があるように思わせるのは問題の本質、所在を見誤ったり間違った対応をする危険性があると指摘している。諮問書の中 1 ギャップあるがごとくは保護者、生徒の不安をあおるだけで小中一貫を進める理由としては不適當だ。和光大学が 2013 年にした調査では、小中一貫校は非一貫校の 4 年～6 年生より成績の得点は低かったなど成績が良くなる結果とはなっていない。又、小中一貫校の 4 年～6 年生は自信や自己価値、友

人関係、学校適応感疲労、学業に共通して、非一貫校の小学4年～6年生と比較してネガティブな傾向があると指摘されている。このような点についても議論されたのか。」、これに対して、「中学校における様々な生徒指導上・学習指導上の課題は小学校段階での潜在的問題と関わっている場合が多いと考えられます。『中1ギャップ』という言葉を用いて中学校1年生だけに着目する余り、小・中学校の接続面だけの取組に矮小化してしまう危険性もあると考えています。小学校6年生と中学校1年生の間の接続を円滑にする取組から始めつつも、それだけに終わることなく、義務教育9年間全体での取組を充実させることが重要であると考えます。和光大学の調査における小中一貫校は統廃合の直後のケースが多く、対象に多少地域的な偏りもあることからより正確な検証には継続的調査が必要であるという認識もあると考えています。また、答申案においては『施設一体型』に限らず、『1対1の施設分離型』『1対多の施設分離型』の形も含めて、今後、めざす小中一貫校の具体的な形をはじめとするその在り方については、学校数や校区の在り様も含めて、検討することになっています。その際は、『施設一体型』『1対1の施設分離型』『1対多の施設分離型』それぞれの形のメリット・デメリットも踏まえて検討する必要があると考えます。」と回答いたしました。

2つ目のご意見ですが、「自己肯定感の向上というが、そんなに簡単に自己肯定して、どうなるのか。学習意欲の向上というが、面白ければ、意欲も積極性も出てくるのではないか。」、これに対して、「答申案では『誰のための、何のための小中一貫校か』ということを重視しています。それはすなわち、家庭の社会経済的背景を越えて、すべての子どもに未来を拓く力をつけるという視点です。自己肯定感や学習意欲をはじめとした様々な意欲に課題のある子どもへの視点を忘れることなく、その子どもたちも含めてすべての子どもが進路を切り拓くために、小学校と中学校の教職員がこれまでの小中連携の成果と課題を踏まえて、共に実効性のある教育を創造していくことが小中一貫教育のめざすところです。」と回答いたしました。

6ページ目の1つ目のご意見ですが、「めざすべき新たな教育コミュニティを言う用語があるが、何を意味しているのか不明確である。学校は子どもの事を第一義的に考えるべきだ。」、これに対して、「平成28年5月に本審議会答申として出した泉南市教育振興基本計画では、現在の泉南市の子どもを取り巻く課題の一つに『地域行事への参加や、地域や社会について考えること等、社会参画の意欲についての課題』『地域や社会とのつながりの希薄さ』をあげ、その背景として『新旧住民の混住や、地域住民の高齢化の中で、地域と保護者、地域と子ども、地域と学校をつなぐ力の低下』を指摘しています。教育コミュニティは、泉南市教育振興基本計画の理念の一つである『学校、家庭、地域のつながりを力にして、すべての子どもの未来を拓く』という視点から、伝統的な地域コミュニティを基盤に、子どもを中心に世代を越えてあらゆる人々のつながりを構築することで家庭、地域の教育力の向上につなげることを目的にしたもので、今後の泉南市の教育にとって欠かせない視点であると考えます。」

と回答いたしました。

2つ目のご意見ですが、「防災等の『まちづくり』との関係をどう考えているのか、防災面からも避難施設としての役割が果たせる学校にすることが大事である。地域住民のつながりが希薄になっている昨今、小学校も中学校も保護者や地域住民交流の場として使える施設にすることが大切であり、地域から学校がなくなることはあってはならない。」、これに対して、「答申案では、泉南市教育振興基本計画の理念である『学校、家庭、地域のつながりの力で子どもの未来を拓く教育コミュニティの拠点としての学校の役割』という視点は、今後も計画を立てる際の重点としています。その際、従来から地域住民が大切にしてきた伝統的な地域コミュニティと、めざすべき新たな教育コミュニティとの違いを明確にし、学校づくりとまちづくりを一体的に行う視野を持って、校区の在り方を含めた教育環境を考えることを求めています。」と回答いたしました。

3つ目のご意見ですが、「調整区に関しては、何でもかんでも同和問題扱いして、調整区問題を人権啓発、人権教育の取り組みで解消するとしていた『調整区解消に係わる人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン』が誤りであったことが明確にされたことは評価できる。」、これに対して、「調整区の解消に関わっては、様々な課題の一つに人権課題があると考えており、それについては『調整区解消に係わる人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン』に示された人権啓発、人権教育は、今後も必要であると考えます。しかしながら、調整区をめぐる課題は多様であり、人権啓発・人権教育だけを解決の方策として書くことは特定の調整区のことだけをとりあげているようにとらえられかねないと考えました。また、調整区解消の項目でのみ、人権啓発・人権教育にふれることによって、特定の人権課題だけに特化して人権啓発・人権教育が行われているような誤解をあたえかねないと考え、このような記述になっています。」と回答しています。

7ページ目のご意見ですが、「調整区解消の必要性が感じられない。調整区の成り立ちをふまえて、調整区制度の存続を求めたい。」、これに対して、「本審議会に諮問された調整区についての視点は、前回の教育問題審議会答申（平成20年3月）に示された『本市においては、これまでの学校増設や校区再編において『飛び地』や『調整区』が設けられており、『柔軟な対応』の名のもとに設定されてきたこれらの措置が、結果としては不自然で調整の困難な事態をもたらすと同時に、校区編成の原則そのものをあいまいにし、現在の適正化にとって大きな壁となっている。』を受け継ぐものであると考えます。そして現在ある調整区については、成り立ちは様々であります。この答申によって、大規模校、小規模校の解消という視点に立った小学校の学校規模適正化の方向性の中で、新たに位置づけられたものであると認識しています。さらに、その時の答申は『今回の課題として残された『調整区』については、将来的には単一校区とするため、『調整区』の児童生徒数の動向を注視し、前の審議会答申で謳われた子どもの最善の利益を中心に据えた、新たな教育コミュニティ

としての単一校区とするために十分な検証を行っていく必要がある。』としており、『新たな教育コミュニティとしての単一校区』をめざし、将来的には、大規模校、小規模校の解消という視点における調整区解消の方向性を示しています。本答申案では、泉南市教育振興基本計画の理念の一つである『学校、家庭、地域のつながりを力にして、すべての子どもの未来を拓く』という視点から、伝統的な地域コミュニティを基盤に、子どもを中心に世代を越えてあらゆる人々のつながりを構築することで家庭、地域の教育力の向上につなげる教育コミュニティの創造を、今後、具体的な学校の在り方を計画するにあたって、検討のベースとなる事項として位置づけています。調整区制度については、調整区にあたる地域の子どもの2つの学校に分かれていくことで、『コミュニティの分断につながらないか』『学校の教育を支える地域の力が分割されることで、その地域の子ども、とりわけ地域から孤立しがちな家庭の子どもの不利にならないか』という点に十分に留意する必要があると考えています。しかしながら、現在、地域の実情、児童生徒の実情をふまえた教育上の影響等に留意した通学区域制度の弾力的運用を行う事例もある中で、答申案では、今後、めざす小中一貫校の具体的な形をはじめとするその在り方については、学校数や校区の在り様も含めて、答申後、丁寧に時間をかけて、地域住民や保護者等の意見を聴きながら市において計画を立てることを求めています。その際に、今回いただいた意見を出していただきながら、市において立てる泉南市の学校のあり方についての計画に活かしていただきたいと思います。その計画で調整区制度の方向性が示され、実現されるまでの間は、現在の制度は維持されるべきであると考えます。」と回答いたしました。

以上、今回いただいたパブリックコメントにつきましては、今説明をさせていただいたように、答申案では「施設一体型」「1対1の施設分離型」「1対多の施設分離型」など、目指す小中一貫校の具体的な形を初めとするそのあり方については、学校数や校区のありようも含めて、今後市において再考していただくことになっておりますが、諮問の検討事項に「原則として現在の各中学校区につき中学校1校、小学校1校を基本とする」との文言があったためか、それに大きく影響を受けた意見でございました。このことから、これらのパブリックコメントの意見は、答申案に反映するというよりも、むしろ今後目指す小中一貫校の具体的な形をはじめとするそのあり方について、学校数や校区のありようも含めて丁寧に時間をかけて地域住民や保護者等の意見を聞く際に、市民の皆様からいただいた貴重な意見として、これらの意見とそれに対する審議会の考え方も紹介していただき、検討していただけたらと考えます。

また、その他これらのパブリックコメントには、大きく2つの特徴がありました。1つ目は、今回の「小中一貫校を目指す」という答申案の方針は、本審議会の第1回から第4回の間で審議され本審議会が答申として出した「泉南市教育振興基本計画」が示した教育理念を実現するための方針であるという位置づけの弱さからきている意見。2つ目は、小中一貫校には「1対多の施設分離型」も入るということから、これまで行ってきた「小中連携」と、今後目指す

「小中一貫」との違いがわからないとする意見でございます。この大きな2つの特徴があったわけでございますが、この答申案を事務局から地域住民や保護者等に説明する際には、ぜひこの2点に留意して、まず「泉南市教育振興基本計画」というものの理念を実現するための方針だということと、小中一貫校にはさまざまな形があるので、その校区に合った形を追求していったらいいということ、2点に留意してご説明いただけたら、ご参加の皆様の理解も得られやすいのではないかとというふうに考えました。

以上のような考え方で、これらパブリックコメントの意見を審議会として扱わせていただき、会長の意見としましては、答申案はそのままという形で、答申にしたいと思います。もちろん、今後も反映していくという1つの大きなお願いをした上でのごでございますが、いかがでしょうか。ご意見、ご質問がございましたら、出していただければありがたいと思います。なお、議事録の関係で発言の際は挙手をお願いします。続きまして、私のほうから指名いたしますので、その後ご発言願いたいと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょう。

それでは、パブリックコメントにつきましては、そのように扱わせていただくとともに、これをもって答申案を答申としてご承認いただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、皆さんのご了承を得ましたので、続きまして、議事3、会議録について、事務局より説明をお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

本日資料5としまして、第10回会議の会議録、資料6としまして、第11回会議の会議録を配付しております。この会議録につきましては、いつものとおりお名前をアルファベットにしてウェブサイトへの公開をしていきたいと思っておりますので、間違いがございましたら4月14日金曜日までに、人権教育課までお申し出をお願いしたいと思います。訂正の上、公開したいと考えております。

なお、本日の会議録につきましても、でき上がり次第、委員の皆様に配付し、了解の上、公開したいと考えておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○会長

はい、よろしいでしょうか。

では、続いて答申の手交に移りたいと思います。事務局をお願いします。

教育部次長。

○次長兼指導課長

それでは、ただいまご承認を賜りました答申の手交を行いたいと思います。会長、それから教育長、前のほうへよろしくをお願いします。委員の皆様には、資料1をお出しいただいて、表紙に記しております案を消していただきたいと思います。この文書をもって、ただいまより会長のほうから教育長に、答申を

手交していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○会長

平成 29 年 3 月 29 日、泉南市教育委員会教育長様、泉南市教育問題審議会会長。

泉南市教育振興計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校のあり方について。

平成 28 年 8 月 3 日付で、貴教育委員会から諮問のあった下記の諮問事項について、本審議会は、8 回の審議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果をここに答申いたします。

記、諮問、泉南市教育振興計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校のあり方について。

諮問事項、平成 28 年 7 月策定の泉南市教育振興基本計画において、計画の推進方策として示した「計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校のあり方検討」について。

(手交)

○会長

それでは、審議会の答申、案が取れた答申につきましては、後日いずれまた冊子になると思いますが、案の取れた正式文書を事務局から委員の皆様にお送り願いたいと思います。

それでは審議会を閉めるにあたり、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

本審議会 12 回目ということでございまして、皆様の貴重なご意見をいただき、泉南市の子どもにどんな力をつけるのかということを経験として、審議を重ねてまいりました。特に、小中一貫校のあり方ということについて、どういうことが子どもの学力を向上させるか、あるいは子どもの意欲を、未来を開く力をつけさせることができるかという観点から、先行事例を収集し、また、国の考え方を整理した上で、それをウェブページ等でも参照できるという形での審議の中身につきましては、今後多くの教育委員会や学校が参考にできる中身であると思います。

もちろん本審議会は泉南市の子どものためということでございますが、その子どものために皆様方の知恵を集め、ご意見を収集して、今日、無事に答申を手交させていただくことができました。その過程や中身については、1 つの先行的な審議になったのではないかというふうに考えております。

今後は、この今、教育長にお渡ししたものを 1 つの土台といたしまして、それぞれの校区で丁寧に説明をして、ご意見を聞き取っていただきまして、よりよい泉南市の子どもたちの、その笑顔あふれる教育環境というものが、今以上の教育環境が実現いたしますことを会長として希望いたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうも長い間ありがとうございました。

これで終わりたいと思いますが、事務局から何かございますでしょうか。

教育長。

○教育長

G会長、H副会長様をはじめ委員の皆様には、大変貴重なお時間を頂戴し、12回にわたるこの審議会の中で、熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。この間、審議会の内外を問わず、さまざまなご意見をいただいてまいりました。

泉南市の子どもたちが、生きる力と確かな学力の育成のため、全ての小学校と中学校を小中一貫校とすることを目指すということ。もう一つが、そのために今後目指す小中一貫校の具体的なあり方、学校数や校区のあり方も含めて、地域や保護者の方々の意見を聞きながら、具体的な計画を立てるという内容の答申を、ただいまいただきました。

教育委員会としては、大変大きな宿題をいただいたと思っております。今後、地域や保護者の皆様のご理解をいただいた上で、子どもたちのために、ともに新しい学校づくりを進めていくということを、何よりも大切にしていかなければいけないと考えております。そういう意味におきましては、答申をいただいたことで、まずは子どもたちのために大事なスタートの1歩を切らせていただけたのではないかと考えております。

学校現場の状況を見てみますと、皆さんご存じのように施設の老朽化が進んでおります。設備面においても、今求められている教育への対応を考えると、不十分な状況がございます。また、教育課題も山積しております。子どもたちをはじめ保護者や地域に信頼され、期待される学校、行きたい学校、行かせたい学校、これからの教育に対応できる学校づくり、そういった教育環境の整備というものが求められております。

また、新学習指導要領への対応、教職員の意識、資質の向上、授業改善、特色ある教育活動、学力向上、生徒指導の充実、保護者・地域との連携・協働、さまざまな課題への対応を考えたときに、子どもたちの9年間の育ちと学びを通した小中学校の教員の連携と共通認識のもと教育課程を編成し、連続性のある、また系統的な教育を目指すという、そういう小中一貫教育の推進、一貫校づくりの有効性を感じているところです。

今後は、子どもたちにとって最適な教育環境の提供、このことを大切にしながら、説明会や意見を聞く場において丁寧に思いを受けとめて、学校・保護者・地域・教育委員会が一緒になって新しい学校づくりを進めていくことができるように、具体的な計画の策定に向けて、誠実にしっかりと努力してまいりたいというふうに思っております。

皆様には、今後もいろんな場面でお力添えをいただくことになると思いますが、その際には、よろしくご協力、ご支援、お願いいたします。長い間、本当にお世話になりました。委員の皆様の今後のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げて、甚だ簡単でございますけれども、事務局の代表として、お礼の言葉にかえさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これで第 12 回教育問題審議会を閉会いたします。

皆様、長い間ご苦勞様でございました。ありがとうございます。

— 閉会 —